

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	6	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	農業協同組合等が一定の資金の貸付けを受けて取得した共同利用施設に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県においては沖縄振興開発金融公庫資金）又は農業近代化資金の貸付けを受けて農業協同組合等が取得した共同利用施設（家屋） ・特例措置の内容 不動産取得税の課税標準について、価格から資金の貸付けを受けて取得した施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額（上限：価格の2分の1）を控除 ・要望の内容 適用期限の2年延長 		
関係条文	地方税法附則第11条第10項		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲47) [平年度] — (▲47) [改正増減収額] —</p> <p>(単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、長期にわたる持続的な林業経営の実現、持続性のある水産業の成長産業化と漁村の活性化の実現を図るため、共同利用施設の活用により農林漁業者の過剰投資を避けつつ農林漁業経営の改善を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保という「食料・農業・農村基本計画」に掲げられた目標等を達成するため、本措置を活用することにより着実に農業者等の経営改善を図る必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

今 回 の 要 望 (税 負 担 軽 減 措 置 等) に 関 連 す る 事 項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>『大目標』 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の發揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>『中目標』 ②農業の持続的な発展、⑤森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展、⑥水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>『政策分野』 ⑥担い手の育成・確保等と農業経営の安定化、⑩林業の持続的かつ健全な発展、⑬水産業の成長産業化の実現</p>
		<p>【農業関係】 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図る。</p> <p>【林業関係】 効率的かつ安定的な林業経営が林業生産の相当部分を担う林業構造を確立し、林業経営体が長期にわたる持続的な経営を実現するため、担い手となる林業経営体の育成、林業従事者等の人材育成、林業労働などに関する施策を総合的かつ体系的に進めていく。</p> <p>【漁業関係】 1 漁船漁業の成長産業化 漁業現場に合わせたスマート水産技術の開発・現場実装を図るとともに、資源変動等の変化に適応可能な経営体の育成や漁船の脱炭素化等、漁船漁業の持続的な成長に向け、沿岸、沖合、遠洋漁業ごとの課題に対応した具体的な取組を進めていく。 また、不足する漁業人材を確保するため、水産教育の充実と若者に魅力ある就業環境等を整備するとともに、外国人材の受入環境の整備を図っていく。</p> <p>2 養殖業の成長産業化 養殖戦略に基づく取組を着実に実施し、マーケットイン型養殖業の推進、ICT等を活用した生産性の向上、経営体の強化、輸出の拡大等、養殖業の成長産業化に向けた課題に対応した具体的な取組を進めていく。 また、ICTを活用した生産管理、省人化・省力化のための機器導入等といった養殖業者による成長産業化への取組の更なる推進や、環境負荷の低減が可能な大規模冲合養殖の促進を図っていく。</p>
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間 令和7年4月～令和9年3月（2年間）

		<p>【農業関係】 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るため、 ①農業法人経営体数 5 万法人 ②担い手が利用する農地面積を全農地の 8 割 といった目標を掲げ、出資や融資、税制等の支援を重点的に実施してきたところ。 食料・農業・農村基本法の改正（令和 6 年 6 月 5 日施行）に伴い、本年度中に新たな食料・農業・農村基本計画の策定を行うこととしており、上記目標の取扱いについては、基本計画の議論と併せて検討を行う。</p> <p>【林業関係】 林業経営体が厳しい環境下であっても安定的に収益を確保できるようにするために、金融・税制上の措置等により経営基盤の強化を図り、国産材の木材供給量が令和 12 年に 42 百万 m³ となることを目標とする。</p> <p>【漁業関係】 水産業の成長産業化に向け、出資や融資、税制等の支援等により、漁業所得向上目標を達成した地区の割合を各年度 62% とすることや、戦略品目養殖生産量を令和 12 年度に 620 千トンとすること等を目標とする。</p>
	<p>政策目標の達成状況</p>	<p>【農業関係】 ①令和 5 年における農業法人経営体数は 3.3 万法人となっている。 ②令和 6 年 3 月末における担い手への農地集積率は約 6 割（60.4%）となっている。</p> <p>【林業関係】 令和元年度における国産材の木材供給量は 31 百万 m³ となっている。</p> <p>【漁業関係】 令和 4 年度における漁業所得向上目標を達成した地区の割合は 46%、戦略品目養殖生産量は 395 千トンとなっている。</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>令和 6 年度 10 件 68 百万円 令和 7 年度 8 件 47 百万円 令和 8 年度 7 件 44 百万円</p>
	<p>要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）</p>	<p>減税措置により共同利用施設の設置が促進され、経営規模が零細な我が国の農林漁業者が当該共同利用施設を活用することにより、個々の農林漁業者による過剰投資を避け経営の改善を図るとともに、生産性向上に資するという役割を果たせる。</p>
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>	—
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	—
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	—
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本措置は共同利用施設の設置初年度の負担軽減を図るものであり、予算措置の場合に比べ、利用者たる農林漁業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設の設置が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限がなく、機動的に対応できる。</p>

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <tr><td>令和元年度</td><td>14 件</td><td>96 百万円</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>10 件</td><td>60 百万円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>16 件</td><td>130 百万円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>10 件</td><td>56 百万円</td></tr> <tr><td>令和5年度</td><td>4 件</td><td>17 百万円</td></tr> </table>	令和元年度	14 件	96 百万円	令和2年度	10 件	60 百万円	令和3年度	16 件	130 百万円	令和4年度	10 件	56 百万円	令和5年度	4 件	17 百万円
令和元年度	14 件	96 百万円															
令和2年度	10 件	60 百万円															
令和3年度	16 件	130 百万円															
令和4年度	10 件	56 百万円															
令和5年度	4 件	17 百万円															
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>適用総額（課税標準（不動産の価額））</p> <table> <tr><td>令和2年度</td><td>441,131 千円</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>1,109,494 千円</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>1,053,835 千円</td></tr> </table>	令和2年度	441,131 千円	令和3年度	1,109,494 千円	令和4年度	1,053,835 千円										
令和2年度	441,131 千円																
令和3年度	1,109,494 千円																
令和4年度	1,053,835 千円																
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置は共同利用施設の設置初年度の負担軽減を図るものであり、予算措置の場合に比べ、利用者たる農林漁業者及び設置者たる農業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設の設置が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限がなく、機動的に対応できる。																
前回要望時の達成目標	<p>効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担い、国内外の情勢変化や需要に応じた生産・供給が可能な農業構造を確立するため、このような農業経営を目指す経営体を含む担い手の育成・確保と農業経営の安定化を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 農業法人経営体数5万法人 ② 担い手が利用する農地面積を全農地の8割 <p>といった目標を掲げ、出資や融資、税制等の支援を重点的に実施する。</p>																
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	①令和5年における農業法人経営体数は、3.3万法人となっている。②令和6年3月末における担い手による農地の利用面積は約259万ha、全耕地面積（約430万ha）に占める割合は約6割（60.4%）にとどまっている。今後も税制措置や予算措置等のあらゆる手段を活用して目標達成を図る必要がある。																
これまでの要望経緯	<p>昭和30年度 評価額一貸付額（創設） 昭和54年度 評価額一（評価額×貸付額／取得価額） 平成23年度 2年間の適用期限の設定 平成25年度 2年間の適用期限の延長 農業協同組合等が、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（HACCP法）の規定に基づく資金の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を廃止。 平成27年度 2年間の適用期限の延長 控除額の上限（価格の2分の1）を設定等 平成29年度 2年間の適用期限の延長 令和元年度 2年間の適用期限の延長 令和3年度 2年間の適用期限の延長 令和5年度 2年間の適用期限の延長</p>																